

西尾九条の会、2019年始動！ 会員のみなさま、今年もよろしくお願ひしま

今年第1回目の連続講座「憲法を学ぶ」開

催

西尾九条の会は、1月20日（日）、今年初めの連続講座を開催し、西尾市九条の会事務局員で、教師の高須一博さんを講師に、「戦争とメディア」をテーマに、学習を深めました。

学習会終了後は、新年会を開き、同じく事務局員の、本郷康士さんが握るお寿司を食べて、盛り上がりました。

過去、メディアは戦争にどのように関わってきたか？

学習会では、日露戦争が勃発した、明治40年頃、戦争を報道することによって、新聞各社の売り上げが伸びたことを紹介（例・大阪朝日新聞・明治36年11万部→明治40年30万部）。

また、戦時中の言論統制により、様々な出版物が規制されたことなどが、紹介されました。

戦後もそういった制度は、様々な形で引き継がれ、特に安倍政権発足後は、政府・自民党によるマスコミへの干渉が、露骨になっています。



講師の高須一博さん

安倍政権の異常な動き！ 全小選挙区で改憲本部の設置を急速に！

安倍自民政権は今、全国にある衆議院小選挙区支部の全てに、「憲法改正推進本部」の設置を急がせています。改憲世論を造り上げるための、特別な体制造りです。特に、本部長の決まっていない支部には、再三の通知が送られていることが明らかになっています。これは安倍政権に、改憲議論が進まないことへの、危機感と焦りがあることを浮き彫りにするものです。

これは全国で取り組まれている「3000万人署名」が、大きな威力を発揮していることを示すものでもあります。

「3000万人署名」引き続き取り組み

こうした安倍政権に対して、西尾9条の会は、引き続き「3000万人署名」に取り組んでいます。

昨年12月17日（日）にも、憩いの農園で「3000万人署名」を取り組み、核廃絶署名と合わせ、100筆近い署名を集めました。



4月より会費制導入！

2018年度総会において今年の4月より会費制を導入する旨が決定されました。現在、導入について準備を始めていますが、会員みなさんに会の継続と納入方法をお聞きしたのもその一環です。併せて、郵便振り込みによる会費納入のために、郵便局への口座開設申請を準備中です。その際、現会則では申請が通りませんので、以下のような会則案で申請することとしました。本来なら総会での承認後に行わなければいけないことですが、手続き処理を急ぎますので、2019年度総会で報告案件として承認していただければ幸いです。

西尾九条の会 会則

1 会の名称

名称は「西尾九条の会」とする。

2 会の所在地

この会は、愛知県西尾市吉良町吉田桑ノ木42番地に置く。

3 会の目的

この会は、梅原猛、大江健三郎ら9氏の呼びかけに応え、憲法9条改悪に反対し、憲法9条を守り活かすための学習会、署名・宣伝活動などの取り組みを行う。

4 会の構成

会の目的に賛同する個人であれば、誰でも会員になることができる。(但し、会の活動を妨害する個人は会員になることはできない)

5 会の組織

①総会は年1回開催する。開催時期は4月～5月の間とする。

②会に若干の代表世話人を置く。代表世話人は会を代表する。

③会に事務局を置き、運営に関する事務局会議を定期的で開催する。

④事務局内に会計係を設け、会の財政を執行する。

6 会の財政

①会の財政は、会費、寄付、カンパ等により運営する。

②会費は、年1,000円とする。(但し、家族会員は500円とする)

③必要に応じて寄付・カンパを要請する。

④会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

7 会計監査

会計監査2名を置く。年1回会計監査を行い、総会において監査結果を報告する。

8 設立年月日

会の設立年月日は、2006年10月28日とする。

9 改正

会則の改正は、代表世話人、事務局会議で行い、総会に報告することとする。

10 付則

本会則は、2006年10月28日より施行する。

本会則は、2019年1月1日に全面改定し、同日より施行する。